

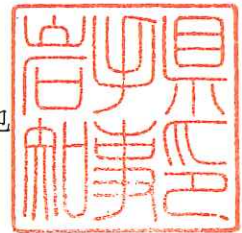
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 宮城県仙台市青葉区大町二丁目10番14号

氏名 株式会社BWM 代表取締役 齋藤 博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 3年12月19日

許可の有効年月日 令和 8年12月18日

## 1. 事業の範囲

中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）

取扱う産業廃棄物

・木くず

以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 移動式破碎施設Ⅰ

ア 設置場所

盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：宮城県登米市南方町実沢  
151番1、152番2及び宮城県登米市津山町柳津字大土12番1）

イ 設置年月日 平成28年11月9日

ウ 処理能力 木くず 120t/日（15t/時間）

エ 設置許可年月日 平成28年11月8日

オ 設置許可番号 第116082-9号

## (2) 移動式破碎施設Ⅱ

ア 設置場所

盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：宮城県登米市南方町実沢  
152番2、及び宮城県登米市津山町柳津字大土7番49）

イ 設置年月日 平成29年6月15日

ウ 処理能力 木くず 226.4t/日（28.3t/時間）

エ 設置許可年月日 平成29年6月12日

オ 設置許可番号 第117082-9号

以下余白

## 3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

(1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。

(2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。

(3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。

(4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。

(5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。

以下余白

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年12月19日 当初許可

(以下、裏面記載)

平成29年 7月 4日 変更届出書受理 (移動式破碎施設の駐機場を変更したこと。)  
平成29年 7月 4日 変更届出書受理 (代表者を伊藤俊明から変更したこと。)  
平成29年 8月10日 変更届出書受理 (移動式破碎施設を追加したこと。)  
令和 3年12月19日 更新許可  
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白